

平成 29 年 4 月 28 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
(本社事務所 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 16 番 3 号)  
会 社 名 GMO アドパートナーズ株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 橋 口 誠  
(コード番号 4784 JASDAQ)  
問い合わせ先 取締役 森 竹 正 明  
T E L 03-5728-7900  
U R L <http://www.gmo-ap.jp/>

### 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました内部統制報告書において、平成 28 年 12 月期における財務報告書に係る内部統制の開示すべき重要な不備がある旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 開示すべき不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、当社グループの財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日(平成 28 年 12 月 31 日)時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当連結会計年度における監査法人の監査の過程において、当社の連結子会社である GMO NIKKO 株式会社(以下、「GMO NIKKO」)の売上取引の一部で、計上根拠の信ぴょう性に疑義が有る旨の指摘を受け、当社は、平成 29 年 2 月 27 日に当該取引に係る事実解明および会計処理の適正性に係る事実解明を目的として、第三者委員会を設置し調査をいたしました。

当社は、第三者委員会より、平成 29 年 3 月 30 日付にて中間報告書、平成 29 年 4 月 14 日付にて追加調査報告書を受領し検討した結果、GMO NIKKO 元従業員(以下、「当該従業員」)が特定の取引先との取引(以下、「本取引」)に際し、実際の受注額を上回る虚偽報告を GMO NIKKO に行っていたことが判明いたしました。本取引において当該従業員は、取引先との合意のない役務提供を行い、請求のできない架空の売上高の計上をしていたこと、加えて当該従業員は、取引先に対する請求書の発行を遅らせることで虚偽報告の事実の隠蔽をしておりました。

これらの事実は、当該従業員単独の不適切な行為によるものですが、第三者委員会から受領した調査報告書を基に不適切な売上計上の発生原因を分析・評価した結果、役務提供が完了しているが請求書を発行していない取引

(以下、「未請求売上取引」)に対する役職員の意識が十分でなかったことにより、未請求売上取引に関する債権管理の不足および、決算時に於ける関連情報の収集と分析の不足が発生したと認識しております。

以上のことから当社は、GMO NIKKO の販売プロセスに係る内部統制および、当社の決算財務報告に係る内部統制の一部に、開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

## 2. 事業年度末までに是正できなかった理由

上記内部統制の不備が当連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、当連結会計年度末日後に発覚したためであります。

## 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、第三者委員会の提言を踏まえて、以下の是正策を講じており、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備し運用する方針であります。

### (1) 内部管理体制および業務体制の強化

- ① 未請求売上取引に対する当社管理部門の監視体制の見直し
- ② 未請求売上取引の有無についての決算手続を追加

### (2) 財務報告に関するコンプライアンス意識の向上を図る施策の実施

## 4. 連結財務諸表等に与える影響

上記内部統制の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、適正に修正しており、当事業年度の連結財務諸表および財務諸表に与える影響はありません。

## 5. 連結財務諸表等の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上